

## 尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、グループホーム及び短期入所事業所並びに生活介護事業所（以下「障害者施設」という。）を開設（グループホーム及び短期入所事業所については増床を含む。）または改修（以下「開設等」という。）する事業者に対して、当該障害者施設等の用に供する住居又は施設（以下「施設等」という）及び設備その他の整備に要する経費の一部を補助することにより、本市内において障害者施設等の整備を促進し、もって障害者の地域における自立生活の促進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。
- (2) 短期入所事業所 法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設をいう。
- (3) 生活介護事業所 法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設をいう。
- (4) 事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は法第36条第1項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者又は受けようとする者であって、本市において指定の見込みがある者をいう。
- (5) 重度障害者 法第4条第4項に規定する障害支援区分が4以上である者

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が本市内において行う、障害者施設等の開設等（グループホーム及び短期入所事業所については、定員4人以上の開設又は増床に限る。）を行う事業とする。

### (補助金の内容)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、障害者施設等の開設等を行うために要する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用者が共同で使用する備品等の購入に要する経費
- (2) 施設等の借り上げ等に要する初期経費
- (3) 消防設備の整備に要する経費
- (4) 施設等のバリアフリー改修等に要する経費

### (補助の基準及び金額)

第5条 市長は、別表に規定する基準により補助金の額を算定し、予算の範囲内において、交付するものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 実施計画書
- (3) 収支予算書

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を申請者に提出させることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助事業の中止、廃止又は変更)

第9条 第7条第2項の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、当該補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助事業中止・廃止・変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を確認し、承認すべきと認めるときは、補助事業中止・廃止・変更承認通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(交付決定額の変更)

第10条 補助事業者は、第7条第2項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書(様式第5号)を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、第7条第1項の規定に準じて決定を行い、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない

- (1) 補助金精算書
- (2) 実績報告書
- (3) 収支決算書

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を補助事業者に提出させることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、交付決定額(第10条第2項の規定により変更された場合)にあつては、同項の規定により通知された額をいう。以下同じ。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金を請求しようとする場合は、補助金請求書（様式第 9 号）に補助金交付可否決定通知書又は補助金変更交付決定通知書若しくは補助金確定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金請求書の提出があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（報告又は調査）

第 15 条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業に関して補助事業者に報告を求め、又は調査をすることができる。

2 第 4 条第 4 号に規定する経費に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後 5 年間、開設状況報告書（様式第 10 号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない

（是正のための措置）

第 16 条 市長は、前条の規定による報告、調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを受給者に対して指示することができる。

（交付決定の取消し等）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (5) 第 4 条第 4 号に規定する経費に係る補助金の交付を受けた補助事業者において、当該施設等の利用定員における重度障害者の割合が補助事業完了後の事業運営開始時点と比して著しく低下したとき又は重度障害者の受け入れがないとき（補助事業完了後 5 年間に限る。）。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し等を行ったときは、補助決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定により取消し等を行った場合において、当該取消し等に係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項に規定する期限を延長することができる。

（延滞金の納付）

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が前条に規定する期限までに返還しなかったときは、当該補助事業者に対して、尼崎市債権管理条例（平成 30 年尼崎市条例第 4 号）の規定により延滞金を市に納付させるこ

とができる。

(帳簿等の備付)

第 20 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が支給を受けた補助金の全額に相当する金額を市に納付した場合又は市が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の流用の禁止)

第 22 条 補助事業者は、その交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱  
における補助の基準について

尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱第5条に規定する補助の基準及び金額は、次のとおりとする。

補助金の交付額は、予算の範囲内において、一のグループホーム等につき、次表に掲げる項目欄ごとの補助基本額を合計した額とする。

| 項目                        | 対象施設                          | 補助基本額  | 補助金の額   | 対象経費  |   |
|---------------------------|-------------------------------|--|---|---|---|
| ① 利用者が共同で使用する備品等の購入に要する経費 | グループホーム<br>短期入所事業所            | 270,000円(基準額)と実支出額のいずれか低い額の1/2(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)               | ①～④のそれぞれの補助基本額を合計した額  | グループホーム等の利用者が共同で使用すると認められる以下に例示する備品の購入に要する経費(通常要する取り付け設置費を含む)。ただし、利用者が居室等で個人的に使用する物品は除く。<br><br><対象備品例><br>テレビ、ラジオ、冷蔵庫、冷暖房器具(エアコンを含む)、掃除機、テーブル、イス、ガスコンロ(IHクッキングヒーターを含む)、電子ジャー、湯沸かし器、湯沸かしポット、電子レンジ、オーブン(トースターを含む)、照明器具、食器棚、食器、調理器具、洗濯機、乾燥機、電話機、FAX、ビデオ |   |
| ② 施設等の借り上げ等に要する初期経費       | グループホーム<br>短期入所事業所            | 入居定員数に70,000円を乗じて得られた額(基準額)と実支出額のいずれか低い額の1/2(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。) |   | グループホーム等を開設するために必要となるアパートや一般住宅等の借り上げ等に要する初期経費。ただし、保証金的性格の預け金を除く。<br>・保証金的性格の預け金とは、賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金されるものをいう。<br>・契約書に「敷引きの金額」等、返金されないことが明記してあるものについては対象とする。<br><br><対象経費例><br>敷金、礼金、仲介手数料  |   |
| ③ 消防設備の整備に要する経費           | グループホーム<br>短期入所事業所            | 延床面積が300㎡以下の場合   |   | 500,000円(基準額)と実支出額のいずれか低い額の1/2(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)  | 消防設備の整備に要する経費<br><br><対象整備例><br>自動火災報知設備、消防機関への通報装置 |
|                           |                               | 延床面積が300㎡を超える場合  |   | 1,500,000円(基準額)と実支出額のいずれか低い額の1/2(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)  |   |
| ④ 施設等のバリアフリー改修等に要する費用     | グループホーム<br>短期入所事業所<br>生活介護事業所 | 3,000,000円(基準額)と実支出額のいずれか低い額の2/3(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)             | 既存建物のバリアフリー改修等に要する経費<br><br><対象整備例><br>手すりの取り付け、床段差の解消、昇降機の設置、移動用リフトの設置、滑り防止及び移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器への取り替え、浴槽の取り替え、スプリンクラーの設置<br>(工事を要するものを対象とし、用具の購入のみは対象としない) |   |   |

補助金交付申請書

年 月 日

尼崎市 市長 様

運営主体住所

運営主体名

代表者職・名

(住居(施設)名 : )

年度において、尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業の着手(予定)年月日 年 月 日

事業の完了(予定)年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 実施計画書
- (3) 収支予算書

ニ崎市暴力団排除条例(平成25年ニ崎市条例第14号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

- ① 条例第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員、又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ② ①の該当の有無を確認するため、ニ崎市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- ③ 本誓約書及び役員名簿を、ニ崎市が兵庫県警本部へ提出することについて、同意すること。

補助金交付可否決定通知書

尼崎市指令(障)第 号

年 月 日

(申請者名) 様

尼崎市長 松本 眞 ⑩

年 月 日付で申請のあった尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

- (1) 交付決定額 円
- (2) 交付の条件

2 交付しない

(理由)

【補助金の交付に係る留意事項】

- ① この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱に基づくものとする。
- ② この補助金は、尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱に基づく目的に対して補助するものであり、目的以外に使用してはならない。
- ③ この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。
- ④ 尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱のほか、関係法令を遵守すること。上記に反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- ⑤ 開設後、5年以内に事業を廃止、または定員数を減少したときは、補助金の全部または一部を返還させることがある。
- ⑥ 補助金交付時に共同生活援助事業、短期入所事業又は生活介護事業の継続が見込めないと市が判断した場合に、補助金の交付を取り消すことがある。
- ⑦ 市内の指定事業所が参画する「グループホーム・短期入所ネットワーク会議」又は「生活介護事業所ネットワーク会議」へ積極的に参加すること。

様式第3号

補助事業中止・廃止・変更承認申請書

年 月 日

尼崎市 市長 様

運営主体住所

運営主体名

代表者職・名

(住居(施設)名 : )

年 月 日付尼崎市指令(障)第 号をもって交付決定のあった 年度尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金の補助事業について、下記のとおり(中止・廃止・変更)したいので、尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 中止・廃止・変更の内容

2 中止・廃止・変更の理由

様式第4号

補助事業中止・廃止・変更承認通知書

尼崎市指令(障)第 号

年 月 日

(申請者名)様

尼崎市市長 松本 眞 ⑩

年 月 日付で(中止・廃止・変更)の申請のあった尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金に係る補助事業について、承認申請書に記載のとおり承認したので通知します。

補助金変更交付申請書

年 月 日

尼崎市 市長 様

運営主体住所

運営主体名

代表者職・名

(住居(施設)名 : )

年 月 日付尼崎市指令(障)第 号をもって交付決定のあった 年度  
尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金について、下記のとおり交付決定の内容を変更したいので、当該要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の着手(予定)年月日 年 月 日

事業の完了(予定)年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助金変更所要額調書
- (2) 実施計画書
- (3) 収支予算書

補助金変更交付決定通知書

尼崎市指令(障)第 号

年 月 日

(申請者名)様

尼崎市 市長 松本 眞 印

年 月 日付で変更交付申請のあった尼崎市障害者施設開設等サポート事業

補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の決定内容

|             |   |
|-------------|---|
| (1) 既交付決定済額 | 円 |
| (2) 変更交付決定額 | 円 |
| (3) 交付済額    | 円 |
| (4) 差引額     | 円 |

2 今後の事務処理内容

【補助金の変更交付に係る留意事項】

- ① この補助金は、尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱に基づく目的に対して補助するものであり、目的以外に使用してはならない。
- ② この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。
- ③ 尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱のほか、関係法令を遵守すること。上記に反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

補助事業実績報告書

年 月 日

尼崎市 市長 様

運営主体住所

運営主体名

代表者職・名

(住居(施設)名 : )

年 月 日付尼崎市指令(障)第 号をもって交付決定のあった 年度  
尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金の補助事業を下記のとおり実施したので、当  
該要綱第11条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

1 補助金実績報告額 円

2 補助事業の着手年月日 年 月 日

補助事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助金精算書
- (2) 実績報告書
- (3) 収支決算書

補助金確定通知書

尼崎市指令(障)第 号  
年 月 日

(申請者名)様

尼崎市 市長 松本 眞 印

年度尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金として、下記のとおり補助金を  
確定したので通知します。

記

1 確定額 金 円

補助金請求書

年 月 日

尼崎市 市長 様

運営主体住所

運営主体名

代表者職・名

(住居(施設)名 : )

年度尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金について、当該要綱第13条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 添付書類

- (1) 補助金交付可否決定通知書
- (2) 補助金変更交付決定通知書
- (3) 補助金確定通知書

開設状況報告書

年 月 日

尼崎市 市長 様

運営主体住所

運営主体名

代表者職・名

(住居(施設)名 : )

年 月 日付尼崎市指令(障)第 号をもって交付決定のあった 年度  
 尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金が交付された補助事業について、当該要綱第  
 15条第2項の規定によりその開設状況を報告します。

記

1 利用者の状況

| 年度 | 利用定員(人)<br>(a) | 利用者(人)<br>(b) | うち、<br>重度障害者(人)<br>(c) | 利用者における重度<br>障害者の割合(%)<br>(d) (= (c) / (b)) | 備考                                       |
|----|----------------|---------------|------------------------|---|--|
|    |                |               |                        |   | 補助事業実施前の利用者の状況を記載                        |
|    |                |               |                        |   | 補助事業が完了した翌年度以降の3月31日時点での利用者の状況を、年度毎に記載する |
|    |                |               |                        |   |  |
|    |                |               |                        |   |  |
|    |                |               |                        |   |  |

2 重度障害者の割合が低下した理由

(利用定員における重度障害者の割合が補助事業実施前に比べ低下している場合、その理由を記載)

担当者名  
 電話番号  
 メールアドレス

補助金交付決定取消通知書

尼崎市指令(障)第 号

年 月 日

(申請者名)様

尼崎市 市長 松本 眞 印

年 月 日付尼崎市指令(障)第 号をもって交付決定のあった 年度  
尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金の補助事業を下記のとおり取消し、補助金の  
返還を命じます。

記

1 取消しの理由

2 返還金額

3 返還期限

4 返還方法